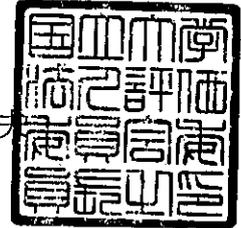


23国評委第7号  
平成23年10月27日

独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
平野 眞 一 殿

国立大学法人評価委員会委員長  
村松 岐 夫



国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況  
に係る評価の実施について（要請）

このことについて、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第2項の規定に基づき、貴機構に対し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施を要請します。

なお、評価に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施されますようお願い申し上げます。

また、評価方法等を定める際には、下記に掲げる点に留意いただくよう、併せてお願い申し上げます。

記

平成22年6月28日に国立大学法人評価委員会が決定した「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」に基づき、教育研究の状況に係る評価を効率的に実施する観点から、以下の点に留意する。

- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価は、学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を十分に活用しつつ行うこと。
- ・ 学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素・効率化し、例えば、大学情報データベースや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなどにより、法人の負担軽減に努めること。